

令和元年度

第2回 大垣市公営企業等審議会議事録

(令和元年8月5日)

令和元年度第2回大垣市公営企業等審議会を、令和元年8月5日（月）市役所3階第2委員会室において開催した。

その次第は次のとおりである。

- 議題
- ・水道事業の経営状況について
  - ・下水道事業の経営状況について

本日の委員の出席者は次のとおりである。

出席委員

谷江 幸雄	北野 茂樹	久本 たき子	和田 雅	鈴木 一朗
神谷 利行	豊田 和代	栗田 尋康	濱田 早苗	豊田 充子
松口 小夜子	山田 美鈴	三代 広子		

欠席委員

成瀬 重雄 林 暁朗

本日の大垣市公営企業等審議会の出席者は次のとおりである。

水道部長	原 善孝
水道課長	高橋 祐真
水道課技術対策官	北村 泰之
下水道課長	井上 通孝
浄化センター所長	長谷川 武
水道課主幹	岩田 正人
水道課主幹	野原 直樹
水道課主幹	川瀬 清孝
下水道課主幹	所 哲也
下水道課主幹	加納 明美
浄化センター主幹	伊藤 晴彦
水道課	後藤 澄光
水道課	土屋 裕輔
水道課	小藪 陽平

(開始時刻 午後 1 時 30 分)

## 令和元年度第2回公営企業等審議会議事録

事務局 それでは皆様、大変長らくお待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から令和元年度第2回の大垣市公営企業等審議会を開催させていただきます。皆様には大変お忙しい中、またこのように大変お暑い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。はじめに、事務局を代表いたしまして、原水道部長よりご挨拶申し上げます。

事務局 改めまして皆様、水道部長の原でございます。

梅雨明け以降酷暑が続く中、皆様多数のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。そして今回、令和元年度第2回大垣市公営企業等審議会の開催に先立ち、事務局を代表いたしまして、お詫びを申し上げます。

本来でありましたら、当初7月18日に第2回の開催をするということで、皆様お忙しい中スケジュールをお取りいただき、ご準備をいただいたと思うのですが、事務局の不手際で、いろいろございまして、開催が本日にずれこんだということになりましたこと、大変ご迷惑をおかけしたことに對し、お詫びを冒頭述べさせていただきます。

以後、このようなことが無いよう、鋭意慎重に事務を進めさせていただきますので、誠に申し訳ございませんが、以後よろしくお願ひします。本日の審議に關しましては、慎重な審議について、重ねてお願ひを申し上げますとともに、ご承知のとおりこの様な季節でございますので、本来でしたらこのような会、議事に準じて、上着を付けてという申し合わせはあるのですが、上着だけ外させていただきますので、会議に臨ませていただきますので、ご了承をよろしくお願ひしたいと思います。本日はよろしくお願ひします。

事務局 それでは、開会にあたりまして、谷江会長よりご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会長 皆様、こんにちは。本日は、大変お暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、第2回目の審議会ということでございますが、前回は、資料に基づく事務局からの説明がメインでございました。今回は、本格的な質疑と言いますか、

審議を行ってまいりたいと思います。

従いまして、皆様方の忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は谷江会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、審議に入ります前に、事務局からご報告等がございましたら、よろしくお願ひします。

事務局 はい。出席状況でございますが、本日 15 名中 13 名の方にご出席いただいておりますので、大垣市公営企業等審議会設置条例第 6 条第 2 項の規定の過半数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本審議会でございますが、前回と同様に公開という形で進めさせていただきます。本日の会議録につきましても、市役所 1 階 ATM 前の市政情報コーナーでの閲覧、及びホームページへの掲載を予定いたしておりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

なお、本日は傍聴をご希望の方はおられませんので、その旨お知らせいたします。

では、前回同様でございますけれども、会議録作成につきましても、署名者 2 名が必要となりますので、会長からご指名をお願いいたします。

会長 はい。では、本日の会議録の署名者として、濱田早苗委員さん、それから山田美鈴委員さん、両委員さんによりお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

まず、ここまでの流れを私なりに確認をさせていただきたいと思います。

令和元年度の前回第 1 回公営企業等審議会は、6 月 24 日の月曜日に開催いたしました。その際、事務局より、大垣市の上下水道事業について、事業の概要ですとか、今後 10 年間の経営の基本計画となる経営戦略、これを用いた経営見通しなどについて、説明を受けました。

その中で、水道事業は、現行の料金水準のまま黒字経営を継続できる見込みであること、一方の簡易水道事業、公共下水道事業、上石津下水道事業は、厳しい

経営環境にあつて、一般会計からの赤字補てんがあるため、それを解消あるいは削減する方策として、使用料の改定が必要であるという、そういう説明をいただきました。

なお、本審議会が市長さんから諮問を受けましたのは2つでございます。

まず1つ目が、今回示された各事業の経営戦略について、それぞれの事業が現在置かれている状況を踏まえ、人口等の将来推計や経営見通しが、今後10年間の経営の基本計画として妥当であるかどうかを判断することでございます。

2つ目は、水道事業以外の各事業の経営戦略には、3年に1回、計3回の段階的な使用料改定が盛り込まれておりますが、4年後、7年後の分などは、あくまでも、現行の将来推計から導き出したシミュレーション結果であり、今後の状況次第で必ずしも実施するというものではありませんので、差し迫っております来年の分、つまり令和2年4月の使用料改定について、改定率などを含め、妥当かどうか判断することでございます。

なお、改定率につきましては、簡易水道事業は8.0%、公共下水道事業は6.0%、上石津下水道事業は3.0%を予定しているということです。

以上が、前回までの流れとなりますが、このほかに、事務局から補足がございましたら、お願いできますでしょうか。

事務局 はい。それでは、前回開催以降に委員の皆様よりいただきました質問をもとに、2点ほど補足説明をさせていただきます。

1点目は、審議会の資料中に表示されております「使用料の単価」についてでございます。委員の方から、「資料の中で、場所によって使用料単価が異なるのはなぜか」という趣旨のご質問をいただきましたので、この件について補足させていただきます。

資料中、使用料単価は3種類の表示方法を用いております。具体的には、消費税を含んでいるかいないか、また、含んでいる場合は消費税率が8%か10%かの違いがございます。

公共下水道事業の資料を例にご説明いたしますので、資料No.4-1 ですね、こちらの公共下水道事業の審議会資料を準備していただいでよろしいでしょうか。資料 4-1 でございます。こちらの 7 ページをお開きいただきますと、

委員 4-1 ですか。

事務局 はい、4-1 でございます。

すみません、よろしいでしょうか。

こちらに公共下水道事業の料金表というものがあるかと思えます。こちらにつきましては、消費税抜きで表示させていただいております。理由は後ほどまとめてご説明いたします。こちらの表は消費税抜きでございます。次に、同じ冊子の 28 ページをお開きいただきますと、黄色く着色された表があるかと思えますが、こちらの 28 ページの②の 2)、新使用料（案）及び比較表でございます。こちらにも消費税抜きで表示してあります。次、同じページの 4)、文章がワーツと書いてあるやつですけれども、使用料改定の考え方の文章中の最後の行でございますが、利用者の皆様の負担増の額であります「1,680 円」という金額でございますけれども、こちらは、消費税込みでございます、税率は 10%となっております。最後に、一枚ペラっとめくっていただきますと、横向きの表が出てくると思えますけれども、これ以降、30 ページ以降の県内都市・類似都市との経営状況比較につきましては、消費税込みで税率は 8%となっております。

このように表示方法を変えておりますのには、理由がございまして、そもそも、消費税というものは、最終的な消費者である利用者の皆様にご負担いただくものでございまして、当方は事業者として国に納付してございまして、得も損も基本的にはしていないものとなります。ですので、事業者として「使用料改定」を論ずるに当たっては除外するのが適当であると思われま。

一方、「利用者の皆様の負担額」という点につきましては消費税を含めた形でお支払いいただくこととなりますので、そのようなケースでは消費税を加算して表示しております。

なお、消費税込みで表示している場合は、基本的に、この 10 月に改定を予定されております、10%への税率改定を踏まえまして、10%でお示ししております。ただし 30 ページ以降、こちらにつきましては、平成 31 年 4 月時点での他市比較となりますので、こちらのみ、消費税率は現在の 8%となっております。

何種類もお示しすることで、委員の皆様にご不便をおかけしていることは誠に心苦しく感じておりますが、それぞれに理由があつての表示区分となっておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上が使用料単価についてでございます。

もう1点ございまして、次はですね、公共下水道事業でポイントとなっております、「国の定める適正な使用料単価の150円」についてでございますが、「この「150円」という金額は、まず、「なぜ150円なのか」、「なにか根拠があるのか」とこういったご質問をいただきましたので、この件について補足させていただきます。

国の総務省でございますけれども、国の方が下水道使用料を1 $\text{m}^3$ 当たり150円、これは言い換えますと1ヵ月20 $\text{m}^3$ 使用した場合の3,000円、150円 $\times$ 20 $\text{m}^3$ で3,000円となりますけれども、1ヵ月3,000円となります。この額に設定したのは、平成16年のことでございます。

これは、下水道使用料の全国平均が、当時、月額2,767円で、水道料金の月額3,125円や浄化槽使用料の月額3,051円に比べましてずいぶんと低く、下水道事業費のうち汚水処理に関する費用を利用者負担で賄っていないにもかかわらず、下水道使用料を低く設定している市町村、本市は今なおこれに該当いたしますが、こういった団体が多数ございました。

これを重く見た総務省は、こういった団体に対し、下水道使用料を水道料金とか浄化槽使用料に近い月額3,000円程度に引き上げるよう求めたことによるものでございます。

端的に申しますと、「徴収すべき使用料を徴収していない事業体の赤字は、使用料改定をする、それを利用者に理解してもらおうという経営努力を怠っているのだから、国が負担すべき赤字とは認めないよ」という趣旨でございまして、この結果、150円を下回る使用料単価、本市ですと平成30年度末で130.12円でございますが、これと150円との差額分は、国から地方交付税として交付金が支給される基準内の繰入金とはみなされず、基準外、つまり単なる赤字補てんの繰入金となってしまうということです。

とりわけ、本市の公共下水道事業の場合は、汚水処理原価が150円台であることから、使用料単価150円が適正な水準であると判断できます。

以上が補足説明でございます。また、本日は、前回の議事録も併せてお配りしておりますが、こちらにつきましては、後ほどご確認いただきたいと思います。以上でございます。

会長            ありがとうございます。

では、今の補足説明の内容も含めまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

委員            はい。よろしいですか。

第1回の時欠席しまして申し訳ございません。その後ですね、資料等いろいろ読ませていただきましてですね、本当に立派にできている訳でございますけれども、たまたま人口減少とか、それから設備の老朽化に伴う費用がかかる、改善費用ということで値上げはわかるんですけれども、収入不足を使用料の改定で補うとされていますが、値上げでですね、補おうとされていますが、経費の削減などそれ以外の努力はどういったことをされているかご説明をお願いしたいと思います。いろいろされているんですけれども、いろんなことまだまだ一生懸命やられていると思いますので、その辺のことをご説明願えますでしょうか。

事務局          はい。

それでは水道事業と下水道事業と分けてご説明させていただきます。

まず、水道事業でございますけれども、水道事業につきましては、平成22年度から、検針とか料金関係業務を民間に業務委託に出してございまして、人件費の削減をしております。その当時は職員が10人ほどいましたが、今現在は2人にまで削減しております。また、民間のノウハウとかも活用しまして削減を行っております。

水道料金業務には検針業務とかそういう業務がございますけれども、下水道事業の方にも、同じ検針とかそういう料金業務、徴収や受付窓口業務がございます。それらを一本でまとめ、いわゆる経費を按分して行って経費の削減の努力を行っております。

あと、簡易水道事業でございますけれども、元々上石津の方では、7つの簡易水道とか飲料水供給施設がございましたけれども、そちらを2つに統合いたしまして、経費の削減を行っております。また、極力経費を使わないように行っておる訳なんですけれども、水源地の保守点検とかは地元の自治会さんとかに保守の、毎日の目視確認とかがありますけれども、そういう形をお願いいたしまして、極力経費をかけないように、努力をして、行っている状況でございます。

会長           ありがとうございます。

事務局        続きまして、下水道事業の方から説明させていただきます。

本来、公共下水道事業でございますが、下水道管整備に際しまして、今までは通常の1号マンホールという、通常のマンホールを使っておりましたが、そうではなくて、少しでも経費を節減するためにおきまして、小型のマンホールが使えるということで、それを設置基準内で使うことによって経費の削減をしたり、また、道路管理者とか地下埋設物管理者はほかにもありますので、そういったところと単独で下水道工事を行うのではなくて、タイミングが合えば同時施工をすることによって費用按分して、コストを縮減するとそういうような取り組みを行っております。

また、特に浄化センターなどにおける今後改築・更新がありますけれど、下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的に、「ストックマネジメント計画」という計画を策定しておりまして、これに基づきまして、老朽化した設備を単純に更新するのではなくて、劣化した部品を交換するのみで設備の延命化を図るなど、計画的・効率的な予防保全型の改築事業を進めて、そういうことによって事業費の平準化・削減を図っているというようなところでございます。

また、1回目に少しお話しさせていただきましたけど、大垣市浄化センターにおきましては、平成29年度からなんですけど、汚泥の消化ガスを用いた「消化ガス発電」を行っております、それを売電することによって施設の維持管理費ですね、そういったことに充当するなどして、使用料以外の収入の増加にも努めているというようなことございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員           その電力は浄化センターで使っているということ。

事務局        売電します。

委員           売ってみえるんですか電力を。

事務局        はい。

委員           そうですか。それは普通の電力会社と一緒にぐらいの値段で。

事務局        1kwhなんですけど、39円という国からの買い取り価格がありますので、それに基づいて39円で、今現在は中電さんの方に売電しているということです。

委員 中電さんに売ってみえるんですか。そうですか。

会長 だいたいの金額はどの程度、一年間で。

事務局 一年間ですね、うまく目一杯動きますと、年間9,600万円が上限なんですけれど。

委員 そんなにあるんですか。すごい。

事務局 もちろんこれは100%稼働するという条件できておりますけれども、計画としてはそういった価格になります。

委員 ありがとうございます。すごいね。

会長 えー、そのほか。

委員 よろしいですか。

会長 どうぞ。

委員 いろいろと経営に努力をされていると思いますし、ずっと中を見せていただきまして、企業債の償還額がこの安定経営に大きく影響しているのではないかとこの風に思います。なので、今どれくらいの金利で起債をおこなわれているのか、それから、今の低金利時代を考えますと、過去の時代に借りた高金利の起債を繰上償還して、低利のものに借り替えるというようなことはできないのでしょうか。大変難しいとは思いますが、このあたりのところはどんなふうにお考えでございますか。

事務局 はい、ただ今のご質問でございますけれども、企業債でございますが、現在、本市におきましては、公的資金、財政融資資金と地方公共団体金融機構資金で借入を行っております。民間でも借入れは可能でございますけれども、利率が高く、返済期間が40年という長いものは実はないのが現状でございます。そういうことで公的資金の利用を活用しているところでございますが、現在の利率では、平成30年度現在で0.5%、ここ最近では0.2%~0.8%の間で推移しておりますけれども、ご指摘のとおり、現在と比べ高金利な借入がございます。特にバブル時代、今で言うバブル時代の時は高金利の時代でございますけれども、平成4~6年ごろに5.5%ぐらいの利率が残っております。それ以前のこれよりも高い利率につきましては、平成18年ごろに、全国の自治体の方から、バブル時代のこの金利の

ものが大変高すぎるということで、各地方自治体からの要望によりまして、平成19～21年にかけて「公的資金補償金免除繰上償還」という、制度ができました。本市におきましても積極的に活用いたしまして、平成3年以前の水道で6%以上、下水道で5%以上の分を繰上償還をすでに実施しております。これ以降、この制度の再度の実施を全国的にも要望しておるわけなんですけれども、残念ながらそれが叶っていないというのが現状でございます。

仮に、これを一気に償還するということは可能でございますけれども、この40年間の借入の利息を全部払わないと償還ができないという現状でございますので、実質借り替えができないという状況です。

委員            ということは、今現在、起債の利率の中で一番高いのは5.5%ですか。

事務局          そうです。水道が一番高いです。今5.5%です。

委員            全部の借入総額の中で5.5%の借入額というものは、どれくらいの比率なんですか。わずかですかね。

事務局          それはもう、その率はわずかになっております。そのあとだんだん、毎年一年分ごとに借入れを行っておりますので、それがどんどん落ちていきまして、現在としては0.5%、平成27年度ぐらいに一番低いときに0.2%くらいがございましたので、そこより下がっていつている状況でございます。

委員            わかりました。

会長            えーと、そのほか。

委員            よろしいでしょうか。

会長            はいどうぞ。

委員            ちょっと順序良く聞きたいんですけど、この10年間で、使用料を3回に分けて上げるということですが、これに対して、例えば、運営に対してこの間の影響はどうなんですか。赤字とかそういった時に、10年間段階的に上げていくんだけど、これを例えば2段階で上げるとか、一気に上げるとかいうことをやれば、収入も入ってくるだろうけど、その辺を10年間かけるということになると、運営がうまくいくのかということ。

事務局　まず、施設の方の計画でございますけれども、経営戦略を策定するに当たりまして、資産状況を今回把握しております。資産状況を把握いたしましたことによりまして、古さが、どれが一番古くて、どれが新しくて、どういう材質のものかというようなことが分かるようになりましたので、更新の新しくする順序付けが可能になってまいりました。これに合わせて、施設の修繕の計画を今後10年から20年分を内部で策定済みでございますので、それについては不十分になるということはないと考えております。あと、経営の方、料金の方でございますけれども、例えば1回でいきなり全部上げるという様な話になりましたら、確かに改定することができましたら、赤字補てんの繰入金金を全部解消することができますので、ありがたい話になるわけなんです、やはり上下水道は公共料金ということでありますので、生活に密着しておりますし、第一に急激ではなく緩やかに、を基本に考えています。また、今回の経営戦略の中にございますけれども、いきなり料金を引き上げますと、人口減少の分も先に見込んだ分も先取りする形になってまいりますので、やはりここは、3年ごとに1回1回チェックを行って料金改定をしていくのが妥当であろうという風な考えをもっておりますので、そういう形をとらせていただいております。

会長　私もですね、やはり市民の理解を得ることからしますと、あまり一遍で26%とか30%上げるのではなく、段階的に、とするのがよろしいかなあという風に思います。25年も前ですが、平成6年度ですか、6年度に大垣市の水道料金が30%に改定されておりますが、その時に、少し市民の方も驚かれたのではないかなと思うんですけれども。ご存知の方が見えまして。25年前。

今回も市の方の予定は緩やかにということをお考えということで、どうですかね。

委員　本来は上げない方が一番いいんだけどね。それはいいんだけど、段々と苦しくなってくると、少しずつ上げとつても、上げるときには市民に納得受ける説明をしないかん。そういったことも必要だよと。

会長　そのほか。

委員　よろしいですか。

会長　はい。

委員　前回、この話が出たかどうかわかりませんが、疑問に思いましたのが、大垣墨俣それから上石津で下水道使用料が倍近く違うんですね。これは将来的には一緒にならないとおかしい。大垣市民で、市民で地区によって違うというのは

どうなんですかね。これは素朴な疑問なんですけれども、第1回の際に出たかどうかちょっとわかりませんが。たまたま倍、倍くらい違うんですねこれは。将来的にはどうなんですかね。

事務局 将来的にはちょっとあれなんですけれども、元々下水道使用料金なんですけれども、本来、各事業、各地域の事業実態とか、そういったものに合わせて下水道料金を設定しております、実際、上石津地域でございますけれども、大垣地域から見まして、元々、汚水処理原価というのがかなり高いということで、下水事業を始めた段階から元々料金設定が高い設定でスタートしておりますので、それが現在の大垣地域の料金と上石津地域の料金の差ということです。本来独立採算制の観点からいきますと、維持管理費ですね、収入で賄わなければならないというのがありますので、そういった点から上石津の方が当初から高い設定をしているということで、今の下水道料金が上石津地域と大垣地域で異なるということになっております。

会長 上石津の下水道じゃなく簡易水道の方ですが、簡易水道は。すみません考え付きですが。

事務局 上石津の簡易水道の方につきまして、大垣とはちょっと仕組みが違っていて、大垣の方は地下水を深く下に求めているというのがあります。上石津の簡易水道につきましては、一応は地下水になるんですけれども、実際は伏流水といって、この伏流水というのは、山の上の方から流れてきますので、動物、イノシシやシカとかそういうもののフンとか、どうしても混じってまいります。そうするとその中に、体の中に取り入れてはいけない細菌、細菌は塩素でだいたい死んでいくんですけれども、それで死なないものがありまして、それらをろ過するために、紫外線の装置とか、そういうものの特殊な機械が必要になってまいります。それらの機械を制御するのに、大垣市内の地下水とはかけ離れた設備が必要になってまいりますので、そもそも初めのできるところから仕組みが違う形になります。そういうのを含みまして、簡易水道事業と水道事業の方とは明らかな別物という考えをしております。

委員 将来的には、下水道の使用料は変わらないということですね。これ、益々どんどんどんどん地区ごとの経営をやっていきますともっと差が開きますよね。ということは、人数がどんどんどんどん減っていきますよね、上石津は。これから益々。そうすると、人数単価とかいろいろで割ると、これはもっともっと高くなるような予定ですね。気の毒だと思う。私上石津に住んでいないからあれなんですけれども。上石津の人からしたら、倍以上とられるとか、思わないかな。

事務局　よろしいでしょうか。今後の見通しということですが、これだという結論がない状況毎の事情を抱えて一つの自治体となった、というところが合併の実態なんです。それで先ほどの委員さんが言われた、例えば同じ大垣で、同じ地区の中で、負担も同じにすべきじゃないかという合併後の議論の考え方と、そもそもそれまでの過程の、今こちらの方で説明させていただいた大垣で言いますと大垣下水の今までの投資の状態とか、そういう歴史というんですかね、と上石津地域のそういった歴史というんですか、今の事業が成り立っている経過というのがかなり違った状態での合併というのが大垣の実態でございます。それをですね、いろんなものを全部なしにして、同じ地域だからということで事業統合と料金統合という風に踏み込んでいる都市も確かにございます。逆に合併して、平成だいたい15年あたりから20年手前に日本全国、市町村合併の動向が進んだと思うんですが、いろんな市町村そういう形で話を聞かさせていただいておるんですけど、逆に大垣の様に、それまでの合併した地域同士の条件がかなり違うということで、まだ市町村としては一つになったんだけど、それまでの経緯ですね、事業の経緯が異なっているということで引き続き合併したけど、大垣の様に料金体系とか事業もあえて大垣の水道事業と上石津の簡易水道事業という事業を分けてやっているところで、どちらが正解かはわかりませんが、少なくとも大垣の場合は、合併が平成18年に行われたんですけど、今それを一つの事業にしてしまうというのはちょっと早いんじゃないか、もうちょっと別事業で継続していくという選択をしたんですけど、それを今後、とりあえず今回進めさせていただいた経営戦略の中では、少なくともここ10年は別事業という形で、大垣は進めていきたいということで考えております。

ちなみに大垣はご存じのとおり、大垣と墨俣と上石津という地区で合併しておりますけど、特に水道に関して言えば、比較的、合併した時の状況が、墨俣地区は大垣に近い状況であった、料金体系も比較的似ておりましたので、そういうことで墨俣地区は大垣地区と、水道事業として統合できたというか、したというのが現状でございます。

もう一つ言わせていただくと、あくまで行政で税金を投入、一般財源を投入するという言い方じゃなくて、水道だの下水だのという使用者が限定された、いわゆる今度来年から水道事業も下水道事業も、水道事業は今もそうなんですけど、下水道事業も企業会計に変わるということで、いわゆる独立採算性、そこからいただいた料金収入がメインで動いていくわけですので、一般の方からいただいた税金が、採算性が合わないところに、一般の会計からそちらの方にお金が流れるというのは、ちょっと税金の使い方と違うんじゃないのという、いわゆる利用者、負担される方が負担していただくということですね、受益者負担の原則ということを強く意識したということが思いでございます。以上でございます。

会長　そのほか。意見ございますか。

委員 はい。資料の先ほどのNo. 4-1、これの17ページ。ちょっと聞きたいのですが、ちょっとわからないので。17ページの②の投資以外の経費についての策定方針についてというところですね。この中で、「委託料について」というところの2行目ですかね。消化タンクの更新の影響の大きかった平成28、29年度を除く直近3カ年（H26～30）ですので、H26、27、30年という意味ですかね。

事務局 そうです。

委員 ですね。あとは修繕費、動力費、人件費は直近のH28、29、30ですね。ということは、消化タンクの更新の影響は結構大きいのですか。

事務局 消化タンクというのは、汚泥を減容化するためにある施設でございまして、その消化タンクを更新するときに、消化タンクの中に入っている汚泥を一度取り出して処分したというのがありまして、更新の時にたまたま汚泥を取り出して、一時的に通年以上の量が出たということです。

委員 委託料も多いわけ。

事務局 はい、多くなりました。ですので、通常無い作業をした2カ年分の汚泥の分だけは平均を出すときに外させていただいて、一般的な年度の値で平均を取らせていただいたというような形になっています。

委員 H28年、H29年度は一般的には出せない。出せない数値なのこれは。

事務局 出せない数値というか、量が多かったという、消化タンクの中の汚泥を処理したので、平均をするには、外して平均したほうが通常の値として捉えられるような値であるということで、そこを外した値で平均値という形にさせていただいて。

委員 ここまで、これはH26年まで遡ったということやね。

事務局 そうです。

委員 そういうことやね。わかりました。

事務局 H26、H27、飛ばして、飛ばしてH30という感じで、やりましたということです。

委員 ありがとうございます。

会長 そのほかございませんでしょうか。

委員 直接関係ないけれど、企業会計とか官公庁会計とか分けて、最初にもらった解説編、元年度の審議会資料、資料No.1というのの7ページの、組織を今後どうしていくかという、そして職員の身分等ここに書いてあるんですが、これは将来的にはどうするつもりですか。独立させるとかいう計画はあるのかないのか。

事務局 例えば、一般的に大都市ですと、水道局というのを作って、そこに管理者を置きまして、市長と同等の権限を持った予算編成ですとか、決算とか、その企業のためのトップを置いてやっておるようなところがあるんですけども、うちくらいの中規模な団体ですと、そこまではどうかなということで、一応、管理者を組織の原則として、管理者を設置というのが書かれておると思うんですが、現状、水道事業には管理者は設置してないんですね。管理者を設置しない場合は、市長が結局管理しますので、一般行政の市長とは別の、企業会計を管理する市長として、市長が管理しておるような状況になりますので、その水道と合わせて下水道も簡易水道も同じように、管理者非設置の企業会計というのをごそっと独立するというのは、うちくらいの規模ですと、あまりメリットが薄いかなということで、基本的には考えておりません。

委員 全く関係ないですけど、病院とかそういうのはどうですか。ここで聞くことじゃないかな。

事務局 病院は財務規定という、この企業会計のうちの財務規定だけを適用して、職員の身分は本庁の職員と同じ、一般会計の職員と同じような身分なんです。財務規定だけを使っているという状況でして、うちの水道部がやろうとしておりますのは、職員の身分も含めて企業職員としようとしておりました、その点が一部違いますけれども。

委員 ちょっとよろしいですか。小さなことですが、資料2-1の3ページの水道事業位置図で水源地が出ていますが、これ全部水源地は今稼働しているのでしょうか。

事務局 はい、水源地につきましては、全て稼働しております。

委員 墨俣は。墨俣もですか。

事務局 墨俣についても第1、第2、第3全部稼働しております。

委員 第3も全部動いていますか。夏の時だけ動くの。

事務局 第2を改築して大きくしたんですけど、第1も第3もまだ使える施設ですので、使い続けております。一年中使っております。

委員 ありがとうございます。

事務局 第2だけでも十分やっていける能力持っているんですけど。

委員 その方が冷たい水ができるとか言いますね。

事務局 そういうのも含めて、3つから送った方が冷たい水が送れるみたいな意味も、と後は地震とかそういう意味でバックアップ的にも複数持った方が、ということで3つとも動いております。

委員 ありがとうございます。

会長 そのほかございませんでしょうか。

委員 塩素の滅菌というのは全国的には全部違うんですか、都市によって。いわゆる水の中に入れる量っていうのは。どうですか。例えば、東京なんか都会の方が臭いような感じでしょ。いろいろ。強いんですかね。

事務局 水源が大垣の場合、井戸ですので、塩素滅菌だけで送っておるんですけど、他の都市はろ過とか川の水を取ったりしてますので、それを浄化するのに、井戸よりも多少変わった味がするとかですね、そういうのが残ってしまっていると思いますので。

委員 それは決まってないんですね全国的に、統一じゃないんですね。

事務局 水源をどこに求めるかは地域によって違いますので。

委員 水源はね。すると滅菌状態も違うんですね。

事務局 そうですね、はい。

委員 法律で決まっているわけじゃなくて。

事務局 滅菌状態が強いというのはその。

委員 塩素。

事務局 塩素は入れておるんですね。どこも入れておるんですけど、処理の過程が違いますので、やはりちょっと味は料理でも一緒ですけど、味が違う。

事務局 大垣市がおいしいのは間違いないですけど、先日ちょっとよその都市の部長級の集まりがありまして、大都市の方は、今のような思い込みと言ったら失礼なんですけど、都会の方ほどあまりおいしくないよとか、塩素くさいとか、そういう固定観念と言うんですかね、やはり我々すごくつらいんだ、と。最近、結構科学とか施設の方の進歩がありまして、例えば、我々地下水から水を取る、本当にそれに国に定めた基準で、一応入れない方がおいしいんですけど、あえて国の基準で消毒というか塩素を入れてお配りしておる、と。当然、そういう都会でも、例えば、大きな川、あんまり綺麗ではない川を取水、水源として、そこをろ過して、皆さんの飲める形にろ過するんですけど、そのろ過の技術がすごく向上してですね、かなり、味って言うんですか、それこそ2つ並べて、ラベルとか消して、目隠しして、じゃあどっちがおいしいですかみたいな、この間TVでもやってたんですけど、やったときにこっちの方がおいしいぞって言ったのが、都会の方を取ったというようなことも、今都会の水道局がアピールもしておるんですけど、結構そういう、都会であつてもろ過の性能が上がったというのは、都会の方というか大きい水道局の方ですね、アピールはしてみえました。

会長 おいしいというのは非常に大事なんですけども、やっぱり一番なのは安全性だと思うんですよ、私ね。だから都会でも、地方でもですね、おいしいかどうかには差があるにしても、安全な水が日本は常備されているのではないかという風に思います。外国に旅行にいくとよくわかります。

委員 飲めないですよ。

会長 えっと、それ以外に何か。

委員 よろしいですか。色んなマスコミ等で話が出とるんですが、大垣市はまだ黒字でやっておられるのでいいんですが、赤字になってくると、水道関係を民営化に任せるといような話がちょこちょこ聞くことがあるんですが、大垣はそんなことはないですね。

事務局 今回、マスコミ等で騒がれておる水道法の改正とはですね、水道の基盤強化を

図って、将来にわたって、安全な水を安定的に供給するために、制度を改正したもので、大垣の場合は、今の経営戦略を通してご説明させていただきましたとおり、経営的にも安定しておりますので、安全な水を安定的に供給するために、運営までも民間に委ねることにはまだメリットを見出しておりませんので、そういったコンセッション方式とかそういうのをまだ考えておりません。以上でございます。

委員 安全が第一ですので、市でやってもらうのが一番安全だろうと思っております。何とかこのまま続けていただきたいです。

事務局 市への信頼本当にありがたく思っております。この件は、あちらこちらで民間に渡すより、行政の方でやった方が安心だというのは、我々もそうですし、皆さんもそういう考えだと思えますけれども、これは水道法の改正の話、市長や副市長も含めてですね、話題に出たこともあるんですけど、是非大垣、行政でやりなさいという風で、我々もそういうつもりでおりますので、是非ご安心いただければと思います。

会長 ありがとうございます。

熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。

ただ折角ですので、ご出席の委員の皆様にも、心象ですとか、感想ですね、なんでも結構でございますので、一言ずつと言うか、お願いできれば幸いです。

委員 感想ですか。私も民間の方に経営をとという話も聞きまして、どうかなというのはあったので、今日、行政の方でやっていくということを知って安心しました。水道管も劣化していくと思うんですけども、そうすると劣化によって水を汚すということもあり、他の地域では水道料金があまりにも高い、ということで工事をお願いしたけれども、やらしてもらえなく、個人で工事をしたところ、水道料金が半額になったということで、どうなっているのか、その水道管がどのように敷設されているのかというところが、そこで高さが、書いてない、どこに水道管が引いてあるのかって言うのはわかるけども、高さが書いてないんですか、っていう様なことが書いてあったんですよ。

事務局 水道管の入れる高さですけども、通常は、今 80cm で入れているんです。道路の高さから。昔は、道路法が変わるまでは、1m20cm で入れておったんですけど、

平成 10 年ぐらいに変わりました、浅く埋設できるように今はなりましたので、80cm が標準で入れております。

委員 そうなんですね。大垣市の場合はきちっとされているから、大丈夫なんですね。

事務局 大垣市の方は図面とかがありますので、管理はしておりますので大丈夫だと思います。

委員 そうなんですね。安心しました。後、さっき、お水の件ですけども、今年、東京の方の大学に行ってみまして、その水がですね、昔、自分が東京に遊びに行った時は、とてもおいしくなかったんですよ。ところが、八王子の方なんですけど、いってみましたらそんなに気にならなかったんですね。都会の方がお水おいしくなったって部長さんからもお話がありましたけど、本当にそれで、ペットボトルで水道水を売ってたりとかということもあると聞いていましたので、最近はずごい浄水技術が進んでるんだなって思いました。娘が名古屋の大学に行きまして、改めて大垣の水はおいしいねという風に申しておりましたので、名古屋はあまり浄水技術が進んでいないのかな、と思ったりもしましたけれども、おいしい水の大垣市に住めて、おいしく安心してお水が飲めることを大変ありがたく思っております。これからもよろしく願いいたします。

会長 はい、どうぞ。

委員 今回初めてこの会議の方に触れさせていただいて、とにかく資料が沢山ありまして、まずそのところの大垣市の水のお勉強をしなきゃいけないなと改めて思ひまして、今日会議に参加して、一番安心したのは、一般的主婦が 10 年間この料金を上がっていくということを聞きますと、緩やかに 3 回で上げてもらえるというのを聞きまして、ちょっと安心したところです。合併して墨俣と上石津と旧大垣市が、やはり水道の料金が違うということなぜかなという風に思っていましたけれども、元々の料金が違って、決めたときの条件とかいろいろあるんだなというのを改めて勉強しまして、足並みをなかなか合併しても揃えるというのは、非常に難しいんだな、と。ただ、大垣市に住んでいて、安心・安全なお水が飲めるというのが一番ありがたいなという風に思ってお話を聞かせていただきま

した。もっともとお水のことは勉強したいなという風に思っております。以上でございます。

会長       ご発言されていない方。

委員       はい。今の部分で、大垣市の水道で、特に老朽化っていう部分で、少し気になるのは、南海トラフというような大きな大地震に対して、言われている中で、すぐにやっていかなきゃいけないんじゃないかなと。そういう部分の中の、何でも耐久性の問題で、前回、僕が経験しているのは、東北大震災の時に、水の供給っていうのが非常に、現地困られまして、自分の家族が東北に行っていると、逆に東京からのお水が行っちゃって、東京の人が水が供給できないと、っていうことでなんとかならないかというので、まだこっちには影響がなかったんで送ったんですけども、それよりも、本当に水というのは生活必需品ですので、その辺の確保の部分で、悠長な事が言えるのかどうか、という状況は大丈夫なんでしょうかっていうのが、どこもかもが一斉に水が不足するという状況になるんで、今液状化だとかそういう部分で言われている中で、耐久性的に南海トラフには耐え得るのかどうかっていうのが、どこら辺までの限界なら大丈夫なのかなっていうのを聞きたいなと思います。

事務局     あの、水道管の老朽化はあるんですけども、ただ計画では、1%の布設替率と言いまして、年間1%ということで、100年経てば全部入れ替わる程度の計画になっておるんですけども、やはり他の町ではもうちょっと低い数字であったりしますので、大垣の経営状態だとこれぐらいでいくのがベストではないかなというところで、計画させてもらっておるんですけども。あと、災害時の水のことですけれども、そういったときにはですね、水道協会とかありますので、そちらの方に依頼するとですね、全国から給水車とか来てくれるという状態になっておりますので、そういうことはあってほしくないですけども、飲み水の方は、確保は、なんとか協力し合ってやっていけるのではないかなと思っております。

会長       指名という形もちょっとあれですが。

委員       いいですか。

会長       どうぞ。

委員       こないだの6月の24日の説明を受けまして、大垣市とか上石津の方の事情も分かりまして、段階的に料金を上げていくことは仕方ないと思いますが、それに対する意見は特にないんですけれども、各地域によって上水道だったら上水道の料金についてっていうのは、勉強不足で申し訳ないんですが、今の私の職場でとある町に住んでる方がいまして、その場合は、下水はない、浄化槽ですかね、上水道は本当に安いです。それを聞いて、他の町なのでわからないと思いますが、なぜそんなに違うのかというので、参考までに2人暮らしで、2ヵ月間で1,000円ぐらい違うんですよね。なので、あまりにもちょっと大垣市と違うので、その辺の料金設定がそうなのかなっていう疑問は持ってたっていうのがあるんですけども、そんなに違いすぎるのかっていうのをびっくりしたんですけど、毎月引かれてるんで、ここは2ヵ月ですけどね、2ヵ月やと2,000円になる。2,000円いくと。なので、それにしても、1,000円くらい、私はちょっと2人なので。それでいくと、そんなに違うにはなぜなのかというところは疑問に思いました。

事務局     では、ご回答させていただきます。県内都市との料金比較っていうのは、例えば水道ですと18ページに載っております、それは市ばかりなので町村は出てこないんですけども、実は料金が低いということは、それだけで判断しては、実はまずくてですね、この経営戦略本体の方の青い表がついておるんですね、水道ですと9ページなるんですけども、老朽化の状況とかが出てきておるんですが、一番下のこの辺なんですけど、難しい言葉ですけども有形固定資産減価償却率ですとか、管路経年化率ですとか、管路更新率というものが出ております。これは全国どの市町村も公表することが義務づけられておりますので、例えばその町のホームページ見ていただくと、これを見ることができると思いますが、察するには、詳しくは分からないですけども、高度成長期に整備した水道管というのは、全国的に間違いなく古くなってきているはずなんですよ。なのに、低い料金が設定できるっていうことは、察するにですけど、あまり更新をしていらないんじゃないかと。これを見るとそれが、うちですと管路経年化率というのが、うちは10.23なんです、全国平均が15.89。全体の管の内、古い管の割合ですね、うちが10.23、全国平均が15.89と、うちは3分の2ぐらいで済んで

おるんですね。果たしてその町は、例えば20%ぐらい、いつてしまっているのかもしれないし、当然、更新とかしなければ、お金かかりませんから、低い料金のままにしておけますよね。料金低いことは結構なんですけども、それと同時に、ちゃんとした更新をしっかりとしているのか、というところを注目していただければいいかなと思います。

委員 わかりました。ありがとうございます。

事務局 それともう一つは、結局我々の企業側というか、水道局側もそうですし、使われる側の皆さんのですね、例えばすごく節水意識でですね、ここ10年くらいですか、洗濯機とか家庭の食洗機とか、そういう節水意識がすごく広がりましてね、いろんな公共料金とか全般かかりますのでね、水をですね、極力使うのを控えようみたいな、というようなことで一軒あたりの水道の使用料がですね、減っているのも事実なんです。あと料金体系で、よその市町村さんがどういう料金体系でひいてみえるか、そういうのは分かりませんので、大垣の場合ですと、13mm口径ですと、ある一定料金までは料金変わりませんので、そこからある一定量超えれば、使った分だけまた上がっていくという風になりますので、よその町村さんと同じ料金体系とは違った料金体系、もっと安くというか、同じ条件で同じ量使っているんだけど、料金の設定が、ひょっとして、先ほど事務局が説明した、ああいうことも加味してやってみえるんでしょうけど、そういう面での料金差です。大垣でも一般家庭ですと13mm口径と20mm口径とありますので、その辺結構やっぱり差でますので、一概にいくら払った、大垣は高い、あちらは安い、とか、どういう条件かな、っていうのはございますので、我々、正直確かに郡部と比べれば高いかなとよく言われるんですけど、いろんな条件、先程私が説明した、大垣でも、そもそもの上石津と大垣というのも、経緯があると同じような形で、どういった感じで使ってみえるか、料金体系がどうなっているかにもよりますので、なかなか比較しづらいんじゃないか。というのは、まあ我々のある意味言い訳ですけど。はい、補足でございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 さっきの続きになりますけど、一般家庭では13mm口径ですか、13mmと20mmと

おっしゃっていましたが、それはどういうふうに分かっているんですか。

事務局 基本的に13mmというのは水道の蛇口1栓分しか出ないんですね。量は。昔、水道の創成期は、その1栓で十分、皆さんいけたんですけど、今は蛇口をお風呂だったり、洗濯だったり、台所だったり、併用で利用しますので、今は20mmっていうのが基本の口径として使ってもらっているということです。

委員 そうなんですね。例えば、一戸建てとか、マンションとかありますけど、大体20mmなんですか。

事務局 そうですね。

事務局 シャワーの出方がちょっと違います。

事務局 量が違いますね。やはり口径が大きくなれば大きくなるほど、量がたくさん出ますので。

委員 わかりました。ありがとうございます。

事務局 ちなみにその選択は、我々が13mm付けなさいとか20mm付けなさいとかじゃなくて、皆さんの方へ水道業者さんのご説明が多分あると思うんですけど、13mmでは、今、説明があったように、ちょっと水量が、どこか使っていると、例えば、ご家庭でお洗濯とかやってみえるときに、同じお風呂での出が悪くなるとかいうことがございますので、今ですと20mmを推奨されてみえる、というのが現状だと思っておりますけど、一応それで、どちら選ばれますかって形でご説明はさせていただいているとは思っておりますけど。

委員 それと、下水のほうになるかな、例えば二人で住んでいて、一人が、旦那さんか誰かが、単身でよその県に行かれたとすると、下水って人数で違うんですね。

事務局 下水道は、何を使っているか、なんですけど、例えば、水道使っている場合は、水道のメーターですね、あれに合わせますので、人数は水道を使っている人は、

直接は関係ないですね。

事務局 井戸水ですと、人数でやっていますので、変わってくるんですけども。

委員 あと、ちょっと関係ない話なんですけど、流しに熱湯とか流したらだめって聞いたことあるんですけど。

事務局 お湯ですか。

委員 熱湯。管が悪くなるとかっていう風に。そういうことではないの。

事務局 油とかですね、結局、下水に詰まるような原因になるようなものは、それはもともにご遠慮いただきたいとは。

委員 熱いのは大丈夫なんですか。

事務局 直接ダイレクトに、100℃近い水を流すとは想定していませんので、それは何かあるかないかと言われると、通常よりハードな使い方をしておりまして、多少何か影響があるかもわかりませんが。

事務局 多分ですね、先程もお話があったんですけど、水道にしろ下水にしろ、水道ですと、いわゆる皆さんのご家庭の中に水道メーターついていると思うんですけど、そこからご家庭の中は皆さんの資産になります。そこから公道というか、公の部分は我々ですし、下水ますから公道の部分が我々が管理する部分になりますので、今の熱いお湯、熱湯とかを流すということは、ひょっとしてシンクとか、ご家庭の中の配管ですね、そこが痛むってということじゃないかなと思うんです。まずに落ちてそこまでの部分で、故障とかつまりとかありますと、皆さんが直さないといけない、そこから下水管の方は我々の方で直しますので、先ほどのちょっと話を戻しますけれど、料金、何か触っていただけなかったとかいうお話がございましたよね。工事をやってもらえなかったとかいう。

委員 はい、他の行政機関ですけど。

事務局 その解釈が、我々水道ですと、水道メーターより宅内、そこで故障した場合は、皆さんの方でお直しいただくんですけど、通常の水道のメーターから公道に走っておる管とか本管は行政でやりますので、今、大垣市内ですと、もうほとんどのところが、一部市街化区域とか調整区域の問題もあるんですけど、家を建てるからということで、ここまで水道が来ていないとかいうことがございましたら、大垣市では、皆さんの方でうちに許可を取っていただいて、自分で工事するということはありえませんが、宅内とかそういう管理の関係で、やってなかったのかなと思って聞いておったんですけど、大垣の場合はどこまでが皆さんで、どこまでが我々っていう、その区別ですね、そういう話になりますのでね、多分そちらの熱湯の話もご家庭の中の施設が痛むんじゃないか、そういう話だと思います。

会長 はい、どうぞ。

委員 はい。1年前ですかね、1回、赤い水が出てきたんですね。あんな赤い水というのは何が原因なのですか。

事務局 赤水は管に、鉄分を含んでおりますので、水道っていうのは。赤い膜がくっついていたりしとりますので、そういう物に工事とかで流れが変わったりする時がありますので、そういう時に水の中の動きが変わって、一時的に赤水が出るということなんですけれども。公道の方でも、排泥と言いまして、水を出して綺麗にするという作業とかをいろいろやっておりますので、家の中でもたまたま使われた時に出てしまうという事情はあるんですけども、一応そういうことは注意して工事をやらせてもらっておるといいます。

委員 それは近くの方の水道管の工事をして赤いとか、うちがしたのではなくてもあるという。

事務局 そうですね、はい。

委員 それ知らないで飲んでどうこうなるものなんですかね。

事務局 鉄分ですので、どうこうというのは。気になるようでしたら、飲んでもらわないのが。

委員 気が付けばもちろん飲まないですよ。知らずに飲んで大丈夫なのかなと思って。鉄分なんですね。

委員 料金改定の説明に向けて、詳しい資料でお示しいただいて大変よくわかりました。ありがとうございました。経営努力をされているということは教えてもらっていましたが、災害などで老朽化した部分が壊れたりした場合の維持管理などが、実際上下水道を使っている市民の方が負担していただくということはもちろんのこと、一通り理解させていただきました。改定のこと、もちろん沢山のことで周知させていただくことかと思えますけれども、市民の皆さんに、丁寧にわかりやすくお示しいただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

全然関係ない話なんですけど、あまりないと思うんですけど、下水道料金を滞納されている滞納率とかっていうのは、今どんな感じに出ているんでしょうか。

事務局 下水の方でよろしいでしょうか。滞納率といいますか、収納率になりますが、収納率は下水道の今年度につきましては、全体では 95.09%になります。水道の方が全体で 93.76%になります。

事務局 この件に関しては、我々、水道、下水道料金もそうなんですけれど、ちょっと変な言い方ですけども、払わない者勝ちみたいになると、本当に正しく払っていただける方との不公平になりますので、今、95%というのが低いか高いかというのは皆さんのご判断なるんですけれども、収入に、経営に関する一つの先ほどのご提言というか、ご質問いただいた経営努力の部分にも関わる部分ですので、我々滞納整理と言っておるんですけれども、それと皆さんから言われれば公平性、我々しっかり払っているのに、払っていない人がいるんじゃないのという当然お叱りを受けますし、それは我々も重々、不公平感を無くすために、収入、滞納整理に関しては努力を今後も続けていくということで、立ち向かっていきますので、よろしくご承知おきください。

会長 全員の方からご発言をいただいたかと思いますが。

委員 いいですか。

会長 どうぞ。

委員 過去にあったことなんですが、道路工事で拡張するのに、道路を研って、道路を整備しますよね。その半年後にまた、下水を引っ張ったんやね。それでまた研るんやね。あれっていうのは連絡はいかないんですか。

事務局 今のは道路工事。

委員 道路工事。拡幅で研りますよね。研って道路整備して、その半年後に下水道を通すからといって、また研るんやね。あれすごい経費の無駄かと思って。そういうのは全然連絡がいかないんですか。これ実際にあったことなんですけど。

事務局 水道管とか下水道管とかが入っていないところがまだあるんです。そこに家が建つという情報はあれば、アナウンスしに行くんですけども、ない場合もあるんですね。たまたま道路を綺麗にしたところに、新しい家を建てられてしまって、どうしても生活に関係のある水道、下水とかを引きたい、使わなければいけないということになりますので、その方に使ってもらわないという選択肢はないので、道路を掘っていかなければならないという時は確かにあります。

委員 公道に新設するわけですよね、下水管を。ただその、使う、使わないは別として、既存に家がありますので。

事務局 既存にあった場合ですか。

委員 ええ。道路を拡幅して、買い上げか寄付かよくわからないですけど、その半年後に下水管引いたんやね。またそこ研っておるんやね。びっくりしました。そんなことになるのかなという。まあいいです。

事務局 そういうお話よく耳にするんですけど。

委員 いや、経費が無駄だなと思って。

事務局 例えば、市の中で道路も当然ですし、民間で言いますとガスですね。ガス管とかNTTさんとか通信関係は、道路を研つての工事はいろんな要因があるんですけど、できるだけ一度にできないかということで、お互いの事業体同士、連絡を取り合っておるわけじゃないんですけど、ここ何年間でどこを整備するよ、という情報交換、極力、今の委員さんのご指摘の声起きないように、調整はできるだけとっているつもりなんですけれども、いかんせん道路毎に、こちらが県道だったりとか、何かの理由で急きょ道路を直さないといけなかったりとか、そういうことで、まだ何年前にここ掘ったじゃないのということが、無いと言われると、やはり出てきてしまうんですね。逆に言えばその辺のことは、業務として、工事費もそうなんですけれども、細い道や、通学路なんかは工事でご迷惑をかけることになりますので、できるだけ回数を減らす、というのが先ほどの話題にも出ておりましたけれども、経営努力ということにもつながると思いますので、関係課とか、外部と定期的に情報交換しながら、少ない回数で、なるべくご迷惑がかからないような形で布設とか布設替を進めていくということで。ちなみにですけど、特に下水管を掘って埋めるときに、水道管の方が先行していつている場合が多いですので、それに合わせて、下水管をやるときに、水道管の古いやつを一緒に入れ替えていくとかいうような形で、耐震管とか管の更新、特に町の真ん中あたりは、何度も掘れませんので、下水の更新に合わせて、水道管の布設替していくような形で水道の中ではうまく連携を取っておるつもりなんですけど。その様な形でご理解いただきたいと思いますので。

委員 わかりました。

会長 よろしいでしょうか。貴重なご意見いろいろとありがとうございました。全員の方からご発言いただいたということで、今後の進め方につきまして、事務局の方からよろしく願います。

事務局 はい。

今後の進め方についてでございますが、前回の審議会でご説明いたしましたよ

うに、本審議会は、計3回の開催を予定しております。従いまして、次回3回目の審議会で答申を頂きたいと考えております。

その後でございますが、9月の市議会におきまして、各事業の経営戦略の策定及び改定を報告いたしますとともに、水道事業以外の各事業が、令和2年4月に使用料改定を予定している旨を報告いたします、その後、12月の市議会におきまして、使用料の条例改正案を上程いたします。

そして、市民の皆様への周知期間を3ヶ月ほど設けまして、来年4月より各事業の使用料改定を実施したいと考えております。以上でございます。

会長 事務局の方から、次回の審議会で答申をお願いしたいというご発言がございました。本日、委員の皆様からもご意見を頂いたわけでございますが、それでは、次回の第3回目にですね、市長さんへの答申書を提出していきたいと考えております。

本日の皆様のご意見を踏まえまして、答申書を作成させていただきたいと思いますが、ここで、ある程度、私の方でまとめをさせていただきたいと思います。少し長くなりますが、長くなりますといいますが、まとめでございますので、

まず、今回の審議회를振り返りまして、私の印象としては、特に皆様からの否定的なご意見、これもございませんでしたが、私といたしましても、同様の考えを持っております。

はじめに、各事業の経営戦略でございますが、それぞれの置かれている状態は異なりますが、現在の各事業を取り巻く環境を踏まえまして、人口等の将来推計あるいは経営見通し、そして、それに対する経営健全化策、これが盛り込まれております。

その中で、水道事業以外の事業は、使用料改定が必要であるとされておりますが、単に、経営改善を使用料改定のみで行うというのではなくて、やはりストックマネジメントなどの投資計画を打ち出して、事業運営の徹底した効率化、あるいは経営健全化による支出等の抑制、これに取り組む姿勢も示しておりますので、私としては、今後10年間の経営の基本計画として、概ね適正なものであると考え

ます。経営戦略ですね。

また、3年に1回、計3回の段階的な使用料改定のうち、令和5年の4月、それから令和8年4月の分は、あくまでも、現在の将来推計から導き出したシミュレーション結果であって、今後の状況次第では、必ずしも実施するというものではありませんが、令和2年4月、来年4月の使用料改定については、現状を鑑みて、皆様もやむを得ないと考えておられるのではないかと感じております。

なお、市より提示された使用料の改定率についてですが、整理いたしますと、簡易水道事業は、経営戦略の計画最終年度となる令和11年度での赤字補てんの解消、これを目標としており、改定率は8.0%でございます。

次に、公共下水道事業は、国の定める適正な水準であるとともに、本事業の汚水処理原価に近い水準でもある、使用料単価150円ですね、これを目標としていまして、改定率は6.0%でございます。なお、これにより、令和10年度には赤字補てんを解消できる、そういう見込みであるということです。

次に、上石津下水道事業は、既に使用料単価150円を超えておりますが、使用料で維持管理費を賄っていない、非常に厳しい状況でございますので、少しでも赤字補てんの削減を図る、解消ではなくて赤字補填の削減を図るということを目指し、公共下水道利用者と同程度の負担をしていただくということで、改定率は3.0%でございます。

それぞれに目標があり、その目標に向けて段階的に改定していく、その第1回目ということございまして、こちらにつきましても、妥当ではないかと考えます。

しかし、これは市民の皆さんの生活、あるいは、企業の経営、これに関わることでございますので、ただ単に使用料を上げればいいという訳ではありませんから、市に対しましては、各事業の経営戦略に掲げる経営健全化策、これを推進していただくことによりまして、今後とも、これまで以上に効率的な事業運営を進めていただきたいと思います。

また、来年令和2年度からは、全事業が地方公営企業法を適用して企業会計に移行するということですが、これを機会に、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上、これを図るとともに、より一層の事務の合理化、経費の削減を図って、保有する資源の老朽化に伴う大量更新期の到来ですとか、人口減少等に伴う料金収入の今後の減少等といった、地方公営企業を取り巻く難局、これに立ち向かっていただきたいというふうに考えます。

以上、まとめさせていただきましたが、皆様その点につきましてご同意いただけますでしょうか。

< 異議なし >

会長 ありがとうございます。異議なしということで。

それでは、これから少し休憩を入れさせていただきますして、事務局の方と答申書の案を作成させていただきますして、休憩の時間でございますが、15分ほど、再開を3時15分にさせていただきますしたいと思います。

それでは、休憩いたします。

< 休憩、事務局と会長・副会長とで協議 >

< 答申書（案）配布 >

会長 それでは、再開いたします。

事務局の方から、答申書（案）の読み上げをよろしくお願いします。

事務局 それでは、答申書（案）の読み上げをさせていただきます。

このたび、大垣市長から水道事業及び下水道事業の安定した経営維持について諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。

はじめに、水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図る市民生活に直結した重要事業であるが、平成30年度末の普及率は97.3%、経常収支比率は117.4%であり、多様化する市民ニーズに対応し、安定した経営状況が維持されている。

また、今回示された水道事業の経営戦略でも、給水人口や水需要の減少による料金収入の減少はあるものの、料金改定をすることなく、引き続き安定した経営が維持できるものとしている。

次に、簡易水道事業は、上石津地域における水道事業で、平成 30 年度末の普及率は 99.8%であるが、合併以後、一之瀬和田浄水場や牧田浄水場など老朽化した施設を集中的に改良・改善してきた結果、建設費に対する元利償還金の増加と、人口減少による使用料収入の減少により、一般会計からの赤字補てんが今後一層増加することが想定される。

簡易水道事業の経営戦略では、こういった厳しい事業環境を踏まえ、施設設備の詳細な分析と選別による計画的な投資を実施することで事業運営の効率化を図る一方、なお不足する財源への対応として、数次の使用料改定が必要であるとしている。

次に、公共下水道事業は、平成 28 年 4 月に 9.8%の使用料改定を行ったが、適正な使用料水準には達しておらず、建設費に対する元利償還金や施設の維持管理費を賄いきれていない状況である。

公共下水道事業の経営戦略では、こういった事業環境を踏まえ、下水道ストックマネジメント計画に基づく戦略的な維持、修繕及び改築を推進することで事業運営の効率化を図る一方、数次の使用料改定を実施することで、今後 10 年の間に一般会計からの赤字補てんを解消することとしている。

次に、上石津地域の特定環境保全公共下水道事業等、以下、上石津下水道事業と称する、は、平成 28 年 4 月に 9.8%の使用料改定を行ったが、依然として使用料によって維持管理費が賄えていない状況のなか、今後、人口減少による使用料収入の減少は進み、一般会計からの赤字補てんが一層増加することが想定される。

上石津下水道事業の経営戦略は、こういった厳しい事業環境を踏まえ、下水道ストックマネジメント計画等に基づく戦略的な維持、修繕及び改築を推進することで事業運営の効率化を図る一方、なお不足する財源への対応として、数次の使用料改定が必要であるとしている。

上・下水道事業は、市民生活や経済活動の根幹を支えるもので、快適で機能的なまちづくりに欠かせない事業であり、持続可能で安定した経営がなされなければならない。また、受益者の負担で運営されるべき事業の性質から、一般会計からの赤字補てんから脱却した経営が必要である。

以上の観点から、各事業の経営戦略における人口等の将来推計や経営見通しの

内容は適正であると判断した。よって、今回提示された、簡易水道使用料 8.0%、公共下水道使用料 6.0%、上石津下水道使用料 3.0%の改定、いずれも平均改定率、については、市民生活を考慮した小規模なものとなっており、健全な経営のためにはやむを得ないと認め、妥当であると判断した。

なお、改定にあたっては、広く使用者への周知徹底に努め、十分な理解と協力が得られるよう万全の措置を講じるとともに、実施日は、周知期間も考慮し令和 2 年 4 月 1 日とされたい。

また、水道事業を除く各事業の経営戦略においては、数次の使用料改定を掲げているが、令和 2 年度以降の改定にあたっては、その時点での人口、世帯数、経営状況等を総合的に勘案し、慎重に検討したうえで決定されたい。

令和 2 年度からは、全事業が地方公営企業法適用企業となる。これを機に、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図るとともに、より一層の事務の合理化、経費の削減を図り、健全な事業運営に努め、市民サービスの向上により市民の満足度の向上につながることを、審議会の総意として強く切望する。

以上です。

会長           ありがとうございます。ただ今、事務局より読み上げていただきましたが、この答申書（案）について、「趣旨と違う」あるいは、「ぜひ答申書にこういった文言を入れてほしい」などといったご意見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。ご意見ございませんでしょうか。

ご意見もないようですので、この内容で答申書を作成させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

< 異議なし >

会長           ありがとうございます。ご異議もないということでございますので、この内容を審議会の総意として、答申書を作成いたします。

それでは、次回の日程につきまして、事務局からよろしくお願ひします。

事務局          はい、次回の審議会の日程でございますが、本日の開催案内を送付させていただいた際に、書き添えさせていただいたと思ひますけれども、誠に勝手ながら 8 月 23 日の金曜日、午後 1 時 30 分から、今度部屋はですね、1 回目の審議

会を開催しました部屋と同じ、1個下の2階の第1会議室の方でお願いしたいと存じます。改めて書面にてご案内もさせていただきますが、よろしく願いいたします。以上でございます。

会長       では、皆さまのご都合がおありだと思いますが、只今事務局からありましたように、今回は8月23日の金曜日、午後1時30分より、この下の2階の第1会議室で行いたいと思います。

              その際には、皆様に答申書をご確認いただいた後、市長さんに提出したいと考えております。皆さまのご協力をお願いいたします。

              本日は、これで閉会といたします。

事務局     谷江会長、委員の皆様、本日は、長時間ご審議いただきましてお疲れでございました。なお、本日配布させていただきました答申書の案についてでございますけれども、次回の審議会におきまして、午後2時ごろに市長が部屋に入りまして、こちらご提出いただくことになるんですけれども、ご提出いただくことによりまして、広く公表されることとなります。ですので、それまでの間は、市民の皆様の公共料金に関する非常に重要な内容を含んでおりますので、誠に恐れ入りますが、取り扱いにだけご注意くださいなと思います。

              それでは、以上をもちまして、令和元年度、第2回の公営企業等審議会を終了いたします。ありがとうございました。

              (午後3時26分終了)